

○檜原村個人情報保護法施行条例

令和4年12月12日
条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。
ただし、保有個人情報が記録されている物の写し（フィルムを除く。）の交付を行う場合は、その写しの作成等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第4条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第3項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、実施機関が定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、檜原村個人情報保護審査会条例（令和4年条例第28号）第1条に規定する檜原村個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(檜原村個人情報保護条例の廃止)

第2条 檜原村個人情報保護条例（平成15年条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の檜原村個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務又は旧条例第9条第2項の規定によるその事務に関し知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第16条又は第17条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第23条第1項の規定により村に置かれた同項に規定する檜原村個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第23条第6項の規定による職務上知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反してその業務に関し知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当に利用した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

6 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して旧個人情報を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

附 則（令和 6 年条例第 2 6 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第 3 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。